

「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」(以下「委員会」という。)」という。

(目 的)

第2条 委員会は、本市が鳥取市役所旧本庁舎及び第二庁舎跡地活用策について一定の方向性を示すために、専門的見地から適切な意見・提言を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員会は、学識経験者から市長が委嘱する者をもって組織する。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

(1) 基本情報の効果的な提供に関すること

(2) 旧本庁舎及び第二庁舎跡地に求められる機能・活用策及びその選定に関すること

(3) その他、目的達成に関すること。

(役 員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員の選任)

第6条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(役員の職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
 - 3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。
 - 4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

- 第10条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

- 第11条 委員会の事務局は、鳥取市企画推進部政策企画課が担当する。

(有効期間)

- 第12条 この要綱の有効期間は、第7条に定める委員の任期が終了するまでとする。

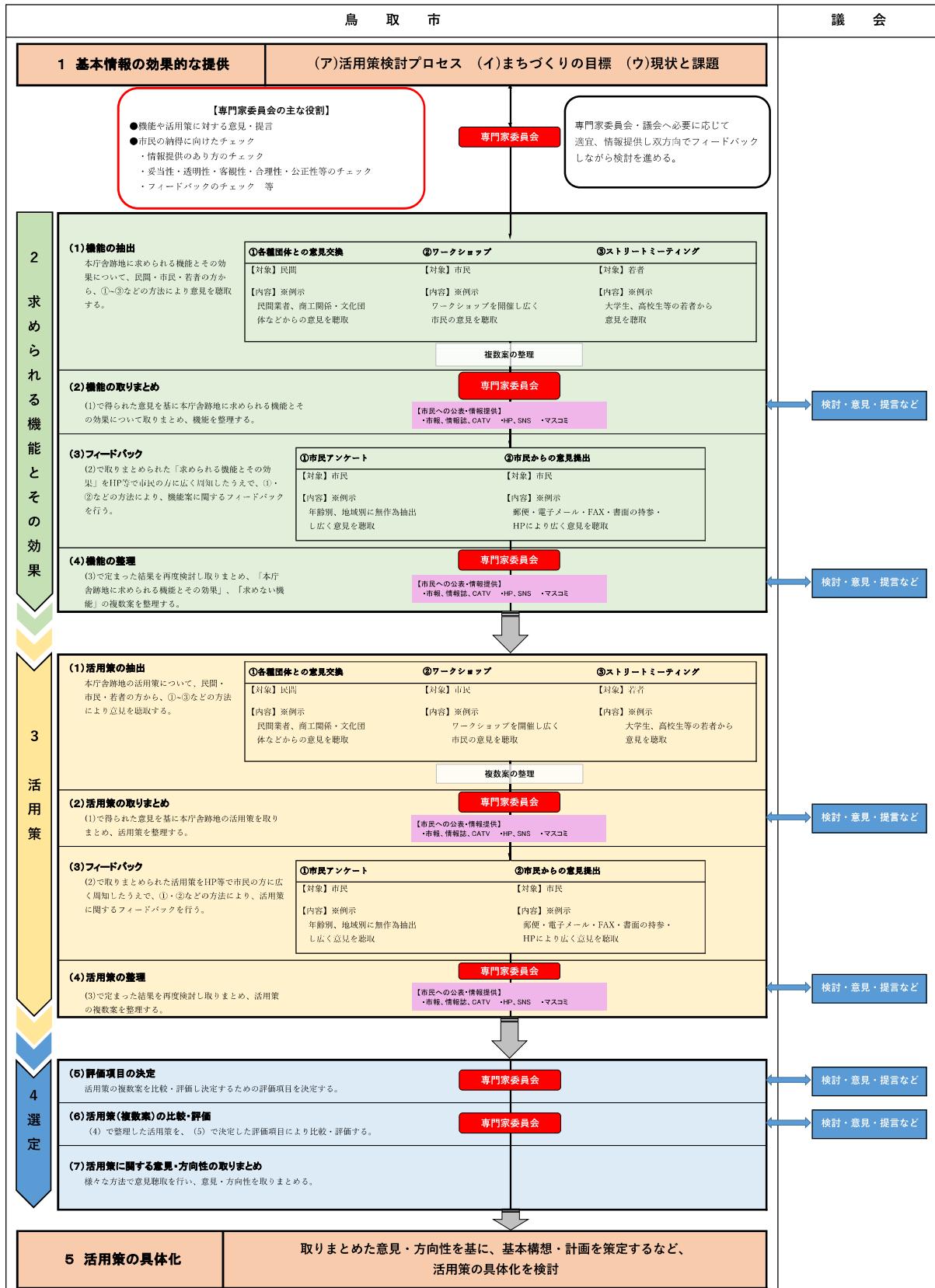
(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

活用策検討プロセス



資料 3-1

R 2 年度

政策企画課作成
R2. 5/25時点

■跡地活用策検討スケジュール (R 2・求められる機能)

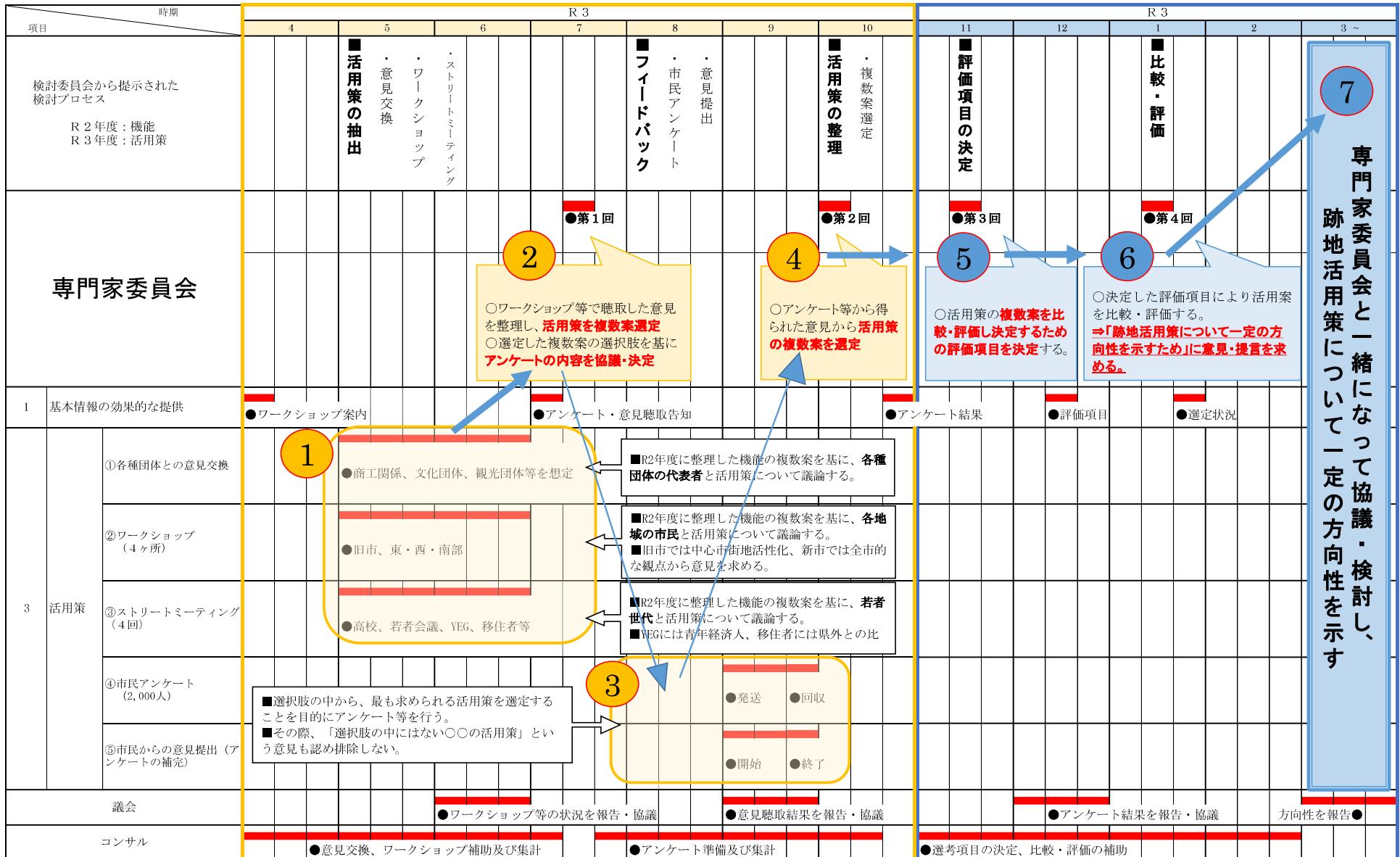
項目	時期	R 2												3
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	・意見提出	
検討委員会から提示された検討プロセス														・複数案選定
R 2 年度：機能 R 3 年度：活用策														
専門家委員会					●第1回(5/25本日)		●第2回					●第3回		●第4回
1 基本情報の効果的な提供					○キックオフ ○委員会の役割説明 ○2年間のスケジュール ○鳥取市の計画・現状・課題説明	1	○関連計画との整合性、財政見通し等から、 提示する市の基本情報報を整理 ○その上で、 ワークショップ等の内容を協議・決定	2	○ワークショップ等で聴取した意見を整理し、 求められる機能を複数案選定 ○選定した複数案の選択肢を基に アンケートの内容を協議・決定	4	○アンケート等から得られた意見から 求められる機能の複数案を選定	6	⇒来年度、活用策の整理に展開	
2 求められる機能とその効果	①各種団体との意見交換				■市の考え方、市が示した基礎情報を基に、 各種団体の代表者 と「最も求められる機能」と「求める機能」を選定することを目的に議論を行う。 ■議論の方法は、専門家委員会・コンサルとも協議したうえで決定する。		●基本情報●ワークショップ案内	3	●意見結果 アンケート・意見聴取告知		●発送 ●回収		複数案の情報提供●	
	②ワークショップ(4ヶ所)				■市の考え方、市が示した基礎情報を基に、 各地域の市民 と「最も求められる機能」と「求める機能」を選定することを目的に議論を行う。 ■旧市では中心市街地活性化、新市では全市的な観点から意見を求める。		●商工関係、文化団体、観光団体等を想定							
	③ストリートミーティング(4回)				■市の考え方、市が示した基礎情報を基に、 若者世代 と「最も求められる機能」と「求める機能」を選定することを目的に議論を行う。 ■YEGには青年経済人、移住者には県外との比較等、客観的な観点から意見を求める。		●旧市、東・西・南部 ●高校、若者会議、YEG、移住者等							
	④市民アンケート(2,000人)				■選択肢の中から、①最も求められる機能と②求める機能を選定することを目的にアンケート等を行う。 ■その際、「選択肢の中にはない○○の機能」という意見も認め排除しない。		●発送 ●回収	5	●開始 ●終了					
	⑤市民からの意見提出(アンケートの補完)													
議会					●年間スケジュール報告・協議		●ワークショップ等の内容を報告・協議		●意見聴取結果を報告・協議		アンケート結果を報告・協議●			
コンサル		●プロポ募集	プロポ●	●計画準備	●意見交換準備		●意見交換、ワークショップ補助及び集計		●アンケート準備及び集計					

資料 3-2

政策企画課作成
R2.5/25時点

R3年度

■跡地活用策検討スケジュール (R3・活用策および選定)



重点施策一鳥取市創生総合戦略

戦略期間：平成27～31年度 5年間

人口減少の抑制に向け、若者の定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市らしさ」を生かしたまちづくりを強力に推進するために策定した「鳥取市創生総合戦略」を本計画の重点施策に位置づけ、地方創生の時代の中で「ひとづくり」を中心に、「しごとづくり」、「まちづくり」を総合的、一体的に推進します。

★ 次世代の鳥取市を担う ‘ひとづくり’

①教育の充実・郷土愛の醸成

- 郷土愛を育む教育の推進
- 次世代を見据えた特色ある教育の推進

②結婚・出産・子育て支援

- 新たな出会いの創出と結婚支援
- 妊娠・出産への包括的支援
- 待機児童ゼロの継続と子育てサービスの充実
- 仕事と生活の調和の推進

☆合計特殊出生率
⇒平成32年（2020年）：1.8
平成42年（2030年）：2.07



★ 誰もが活躍できる ‘しごとづくり’

①地域経済の再生と産業の底上げ

- 成長産業の振興
- 商業・サービス業等の振興
- 工業の振興
- 農林水産業の振興

☆正規雇用創造目標数5,000人以上
☆企業誘致数（補助事業指定企業件数）75件以上



★ にぎわいにあふれ安心して暮らせる ‘まちづくり’

①ふるさと・いなか回帰（移住定住）の促進

- 人材誘致・ふるさと回帰の充実
- 田舎暮らし環境の充実

☆移住定住者数1,100世帯2,000人以上
☆鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺の観光入込客数320万人
☆平成30年4月、中核市への移行



鳥取市総合計画についてのお問い合わせ先：鳥取市企画推進部政策企画課（鳥取市役所本庁舎3階）

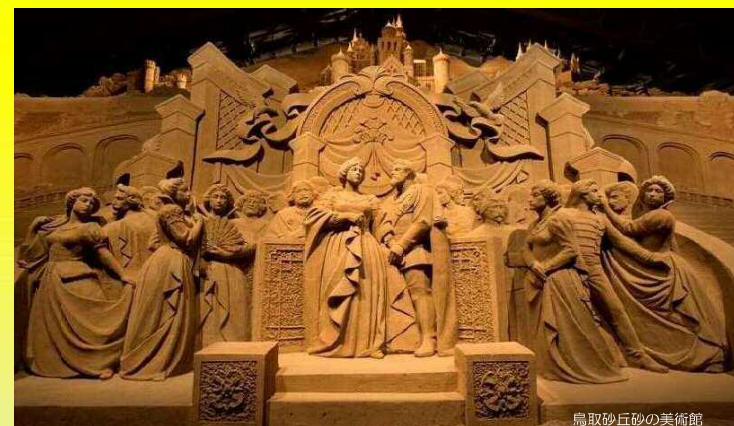
〒680-8571 鳥取市尚徳町116 Tel0857-20-3153 / e-mail : kikaku@city.tottori.lg.jp

詳細は、ホームページでご覧いただけます URL: <http://www.city.tottori.lg.jp/>

鳥取市を飛躍させる、発展させる

第10次鳥取市総合計画 概要版

『いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市』をめざして

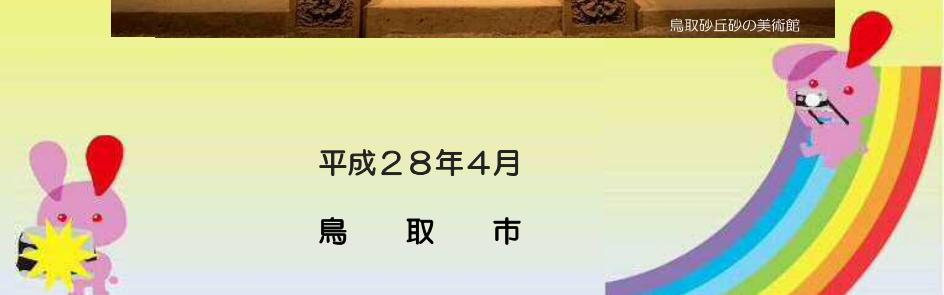


鳥取砂丘砂の美術館



平成28年4月

鳥 取 市



まちづくりの理念

鳥取市を飛躍させる、発展させる

めざす将来像

いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市

計画策定の趣旨

この計画は、地方創生の時代、平成30年4月の中核市移行を見据え、本市がめざす将来像の実現のため、長期展望に立ち、「どのような取組をするのか」を具体的に示したもので

計画の構成と期間

☆基本構想・・計画期間：平成28～37年度（10年間）

めざす将来像とその実現に向けた「まちづくりの目標」を明らかにしたもので
主な指標として人口と財政の長期的な見通しを示します。

☆基本計画・・計画期間：平成28～32年度（5年間）

基本構想を推進するために取り組む主要施策を明らかにします。
なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「鳥取市創生総合戦略」は総合
計画の「重点施策」として位置づけます。

☆実施計画・・計画期間：前期（平成28～30年度）後期（平成30～32年度）

具体的な事業の内容を明らかにします。また後期計画は、前期計画の成果を踏まえて策定します。

長期的な展望

☆人口の見通し

日本の人口が、平成22年をピークに減少傾向に転じる中、本市の人口もまた、少子化や生産年齢人口（15歳～64歳）の転出超過等から平成17年をピークに減少傾向となり、今後も引き続き緩やかに減少していくものと予測されます。

※資料：国勢調査、鳥取市人口ビジョン

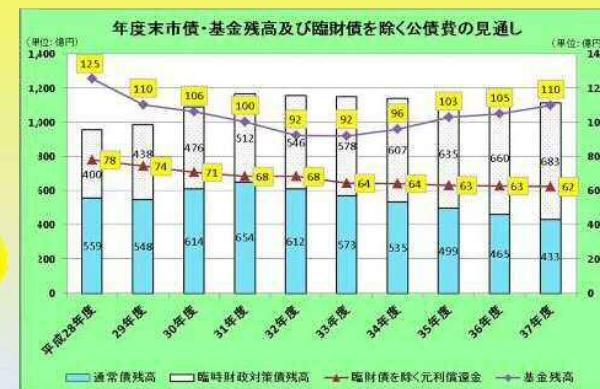


☆財政の見通し

人口減少等に伴う税収入等の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大等を背景に、厳しい財政運営が見込まれますが、施策の「選択と集中」を図るとともに、安定した税財源の確保や基金の積立等を図り、自立した自治体経営の実現をめざします。

※資料：鳥取市

平成30年4月1日
鳥取市は中核市に
移行予定



計画の進行管理



まちづくりの目標と取り組む政策・施策

将来像の実現に向けて、5つの「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」を総合的、一体的に推進します。

①安心して出産・子育てができる、すべてのひとが住みやすいまち

- ☆政策1 豊かな心をもった、たくましいまちづくり
- ☆政策2 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
- ☆政策3 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり
- ☆政策4 互いの権利を尊重する心豊かな社会づくり

こんなコトに取り組みます！

- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーションの振興
- 健康づくり・疾病予防の推進
- 障がいのある人の自立支援
- 人権擁護の推進と人権意識の醸成
- 教育の充実・郷土愛の醸成
- 結婚・出産・子育て支援
- 地域包括ケアの推進
- 安心できる社会保障制度の運営
- 男女共同参画社会の形成



グローバル化に対応した英語教育

保育園における子育てサービス

②新しいにぎわいのあるまち

- ☆政策1 地域経済の再生と産業の底上げ

- ☆政策2 地域資源を活用したまちづくり

こんなコトに取り組みます！

- 雇用の創造・人材の確保
- 商業・サービス業の振興
- 滞在型観光の推進
- 工業の振興
- 農林水産業の振興
- シティセールスの推進



エネルギーの地産地消(超小型モビリティ)

関西情報発信拠点「ととりのまんま」

③地域に活気があるまち

- ☆政策1 協働のまちづくり

- ☆政策2 交流の拠点となるまちづくり

こんなコトに取り組みます！

- 協働のまちづくりの推進
- 魅力ある中山間地域の振興
- 世界に開かれたまちづくり
- 文化財の整備・保存・活用
- ふるさと・いなか回帰（移住定住）の促進
- 中心市街地の活性化
- 文化芸術の振興



リノベーションスクール とっとりふるさと元気塾

④安全・安心なまち

- ☆政策1 むらしの安全を守るまちづくり

- ☆政策2 快適でゆとりある生活環境づくり

こんなコトに取り組みます！

- 地域防災力の向上
- 安全な消費生活の確保
- 循環型社会の形成
- 防犯・交通安全対策の充実
- 生活基盤の充実
- 環境保全活動の推進



自主防災会研修会 高速道路ネットワークの整備

⑤まちづくりを支える自立した自治体経営

こんなコトに取り組みます！

- 方針1 中核市移行等による地方分権の推進と開かれた市政の運営

- 方針2 自治体間の広域的な連携の推進

- 方針3 情報通信技術・ビッグデータの活用

- 方針4 財政基盤の強化

- 方針5 ファシリティマネジメントの推進

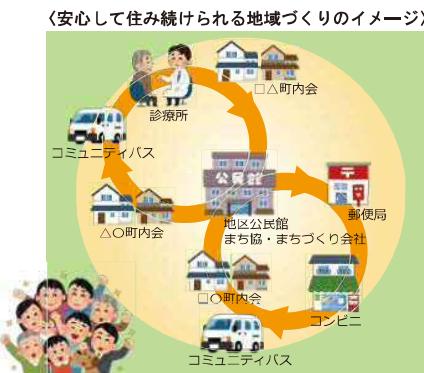


◆安心して住み続けられる地域づくり◆

～協働のまちづくりによる地域コミュニティの充実と、必要な生活サービス機能の確保～

○本市の持続的で均衡ある発展のため、「中心拠点」や「地域生活拠点」での居住促進や機能強化だけでなく、その他の集落地においても、**定住促進によるコミュニティの維持や安全・安心な地域づくりに継続して取り組みます。**

○今後も地域の皆さんとともに、身近な日常生活の核である地区公民館や商店等を中心に、安心して住み続けられる地域づくりを進めてまいります。



鳥取市が目指す「多極ネットワーク型コンパクトシティ」

について多くの皆さんに知っていただき、市民の皆さんと一緒に鳥取市全体のまちづくりについて考えるため、出前座談会を行っています。



1. 申込み方法（留意事項）

- (1) 市内在住・在勤・在学の団体又はグループ（5人以上）でお申し込みください。
- (2) 会場の手配は、地元でお願いします。

2. その他詳細については、都市企画課までご相談ください。



【お問い合わせ先】

鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市役所本庁舎2階）

〒680-8571 鳥取市尚徳町116

TEL: 0857-20-3272

FAX: 0857-20-3048

e-mail:tosikikaku@city.tottori.lg.jp

鳥取市都市計画

マスターplanを策定しました



都市計画マスターplanとは

鳥取市都市計画マスターplanは、概ね30年後の本市の将来像を示す総合的な指針であり、土地利用の基本方針や都市施設（道路、公園等）の配置方針、まちづくりの方向性などをあきらかにすることにより、人口減少・超高齢社会においても、健康で文化的な市民生活の確保や機能的な都市構造の維持を目指すものです。



平成29年3月

鳥 取 市

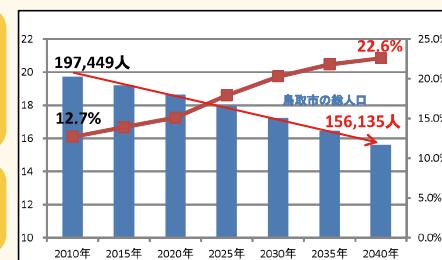
1 都市の課題

本市では、市街地の外延化と低密度化が進展し、中心市街地などでは空き家や空き地、駐車場などの低未利用地が増加しています。このような状況が続くと、本市の魅力や活力が低下するだけでなく、公共交通サービスの低下などを招きます。

地域生活拠点やその他の集落地では、それぞれの地域特性を活かした個性あるまちづくりが進められてきているものの、空洞化・過疎化が進行しつつあります。

超高齢社会の進展により、**2040年**における75歳以上が占める割合は**22.6%**(2010年**12.7%**)となり、**5人に1人以上が75歳以上の高齢者**となると推計されています。また、晩婚化や未婚率の上昇による少子化も影響し、本市の総人口は現在より**約20%も減少**すると見込まれています。

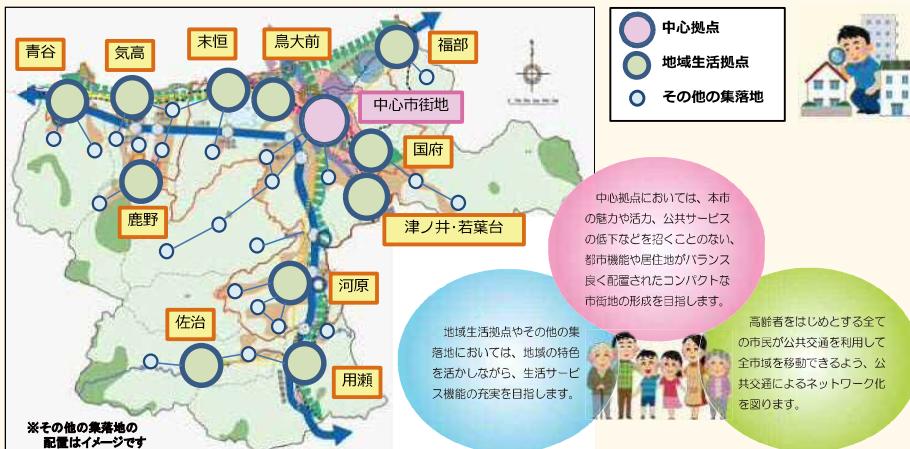
このような状況の中、公共交通利用者はこの**15年内で半減**(平成12年487万人、平成26年236万人)しており、このまま公共交通利用者の減少が続けば、便数の減少だけでなく路線自体の維持が困難となり、自家用車を使用しない高齢者など、買い物や通院、通学などに不便を感じる方が増加することが懸念されます。



2 都市づくりの理念

~本市の目指す2040年の将来像~

本市では、市民サービスの拠点として、中心市街地を「**中心拠点**」、各総合支所周辺等を「**地域生活拠点**」と定め、各拠点や「**その他の集落地**」を利便性の高い公共交通ネットワークでつなぐ「**多極ネットワーク型コンパクトシティ**」を本市の将来像とします。



3 中心拠点

~全市民が医療、商業、行政などのあらゆる分野で質の高いサービスを利用ができる、本市の骨格である中心拠点の再生~

○市域の中心として、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが**市域全域**に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市としての「求心力」を高めます。

○市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能を維持・充実させるため、**長期的な視点**に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。

〈中心拠点のイメージ〉



4 地域生活拠点

~各地域の中心地への福祉、子育て、商業、地域交通等が確保された、市民の日常生活を支える地域生活拠点の充実~

○市民の日常生活を支える「地域生活拠点」では、公共交通の乗継拠点の整備や、空き家など遊休不動産の利活用による施設誘導など、**生活サービス機能の維持・充実**を目指します。

○地域内の人々の日常生活の移動手段として路線バスやコミュニティバスを活用した、適切な公共交通のサービス水準を維持し、持続可能な地域づくりを推進します。

〈地域生活拠点のイメージ〉



5 公共交通ネットワークの形成

~バス路線の再編や他の交通手段との連携による、利便性の高い効率的な公共交通システムの構築~

○利便性が高く効率的でわかりやすい公共交通の実現に向け、幹線・支線の役割分担や移動ニーズに応じたバス路線の再編・新設を促進し、鉄道、タクシー、自転車などの交通手段と連携した地域公共交通システムを構築します。

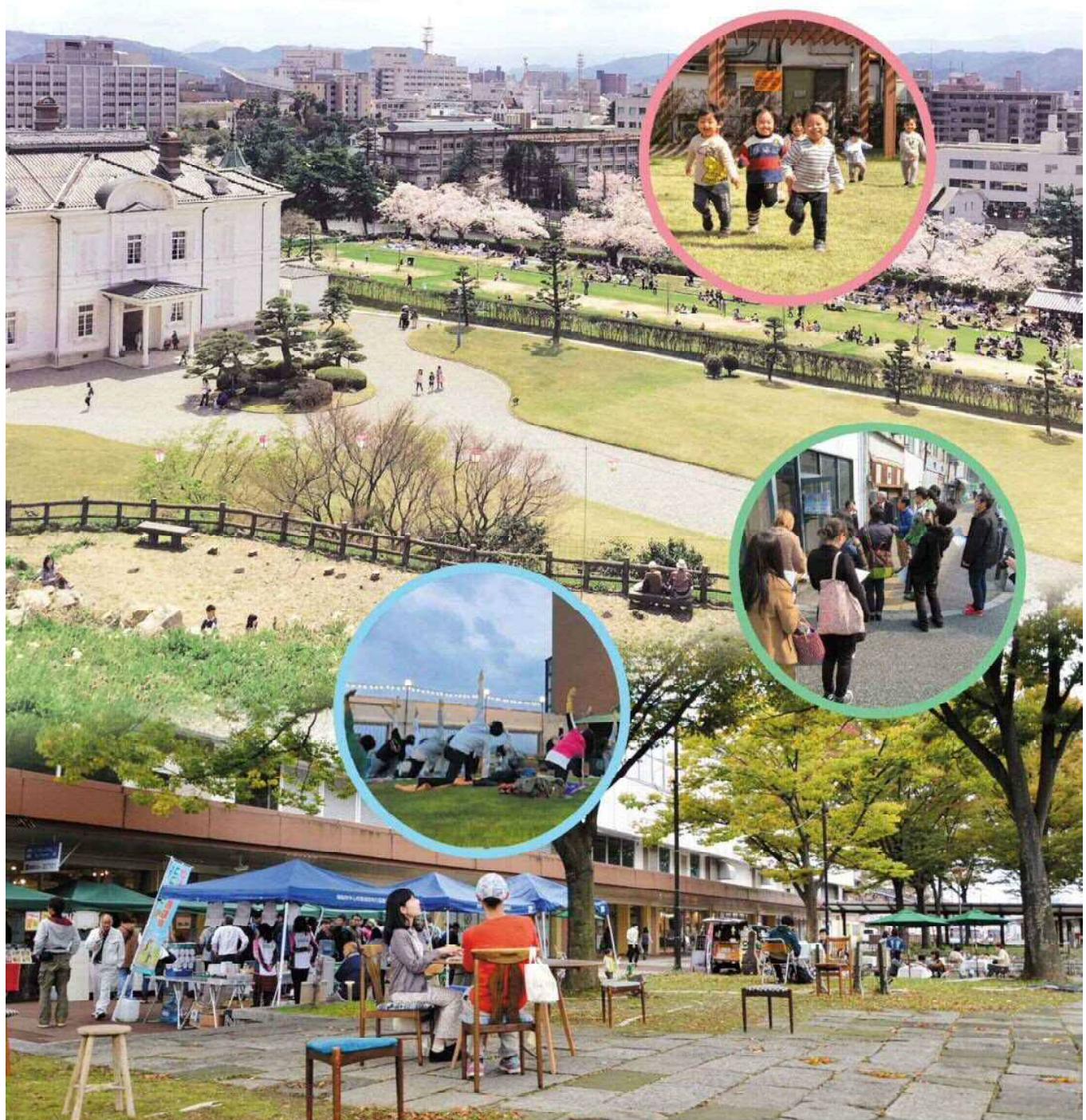


〈公共交通により全市域を気軽に移動できるイメージ〉



まちで、つながる。

鳥取市中心市街地再生への取り組み



山陰東部圏域をリードする都市核づくり

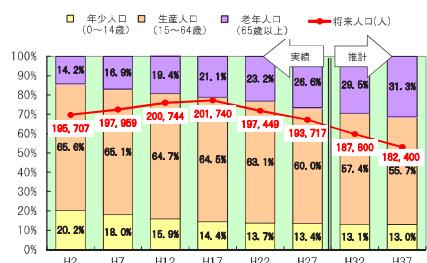
鳥取市及び中心市街地の現状

本市の人口は、少子高齢化の進展や転出超過などから、平成17年の国勢調査人口201,740人をピークに減少傾向にあり、平成37年には182,400人まで減少すると推計されています。また、年少人口割合は平成27年の13.4%から平成37年には13.0%まで減少する一方、老人人口割合は平成27年の26.6%から平成37年には31.3%まで上昇するものと推計されており、人口減少や少子高齢化は一層進展することが予想されます。

また、本市の市街地は、公共施設等の郊外移転や大型商業施設の郊外進出、新たな住宅地の造成等により、人口密度を低下させながら拡大しています。国勢調査における鳥取市の人団集中地区（人口が一定規模以上集積する市街地）の面積は、昭和40年の650haから平成27年には1,903haにまで広がったのに対し、人口密度は90.1人/haから53.0人/haに減少しています。このような状況が続くと、本市の魅力や活力が低下するだけでなく、十分な公共サービスを維持していくことが困難となります。

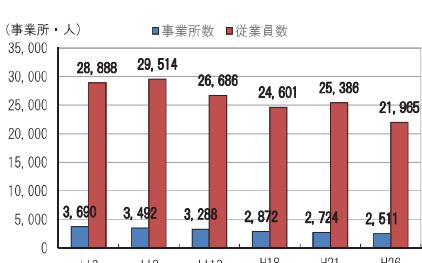
中心市街地においても、少子高齢化の進展、事業所数の減少、空き店舗や空き地の増加、地価の下落など、活力が低下しつつあります。

【鳥取市の将来人口と人口動向】



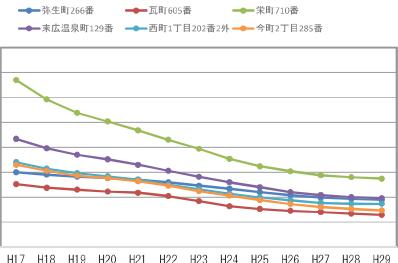
資料:国勢調査および第10次鳥取市総合計画
より抜粋

【中心市街地の事業所数・従業員数の推移】



資料:平成18年までは事業所・起業統計調査、
平成21年度以降は経済センサス基礎調査

【中心市街地商業地の地価の推移】



資料:国土交通省「地価公示」

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり

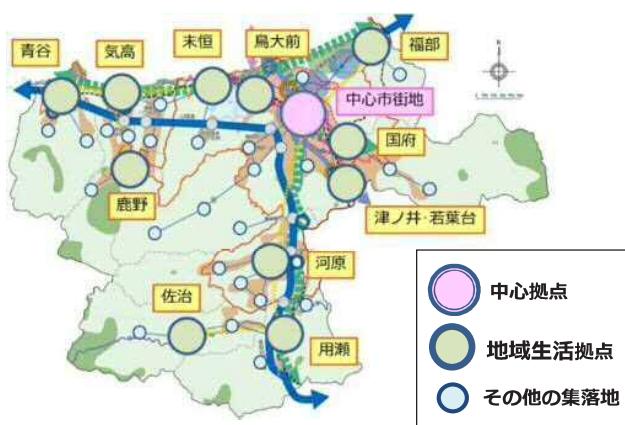


図:多極ネットワーク型コンパクトシティの概念図

魅力や活力を維持し、質の高い公共サービスを提供していくために、都市機能や居住がバランス良く配置されたコンパクトな市街地の形成が求められています。

本市は、高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と位置づけ、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しています。この内で中心市街地は、多様な高次都市機能の集積や新たな文化・産業の創出などにより、山陰地方をリードする中心市としての「求心力」を高めます。



図:連携中枢都市圏を形成する1市5町

新たな状況

中核市への移行と連携中枢都市圏の形成、市役所本庁舎の移転、鳥取城跡大手登城路の復元整備など、本市や中心市街地を取り巻く新たな状況を踏まえた、新たな方向性のもとで、中心市街地の再生に向けた取り組みを進める必要があります。

第3期 鳥取市中心市街地活性化基本計画の概要

本市は、平成19年に「鳥取市中心市街地活性化基本計画」を策定し国の認定を受けるとともに、平成25年には、2期計画の認定を受け、「街なか居住の推進」と「賑わいの創出」を基本的な方針に、各種事業に取り組んできました。平成30年3月に認定を受けた3期目の新たな計画では、広域から様々な人々が集い、地域や世代がつながり、賑わいや活力、交流のある、山陰東部の都市核としての中心市街地を目指すこととしています。

中心市街地活性化の方針

■テーマ

集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり

■基本方針

◇交流による活気のあるまち

自然、歴史、文化など鳥取らしさを活かした観光交流や地域交流を通じて、活気にあふれる中心市街地の形成を目指します。



◇誰もが豊かに暮らせるまち

これからまちを担う若者が、暮らし働き交流することを通じて、さまざまな世代の人々が豊かでいきいきと暮らすことができる中心市街地の形成を目指します。



■計画期間

平成30年4月～平成35年3月

■エリアコンセプト

鳥取駅周辺地区

「山陰東部圏域の中心市の核として、駅を中心にさまざまな機能が集積する舞台」

鳥取城跡周辺地区

「歴史・文化等を有する観光交流と、豊かな居住の舞台」

中心市街地活性化のための取り組み

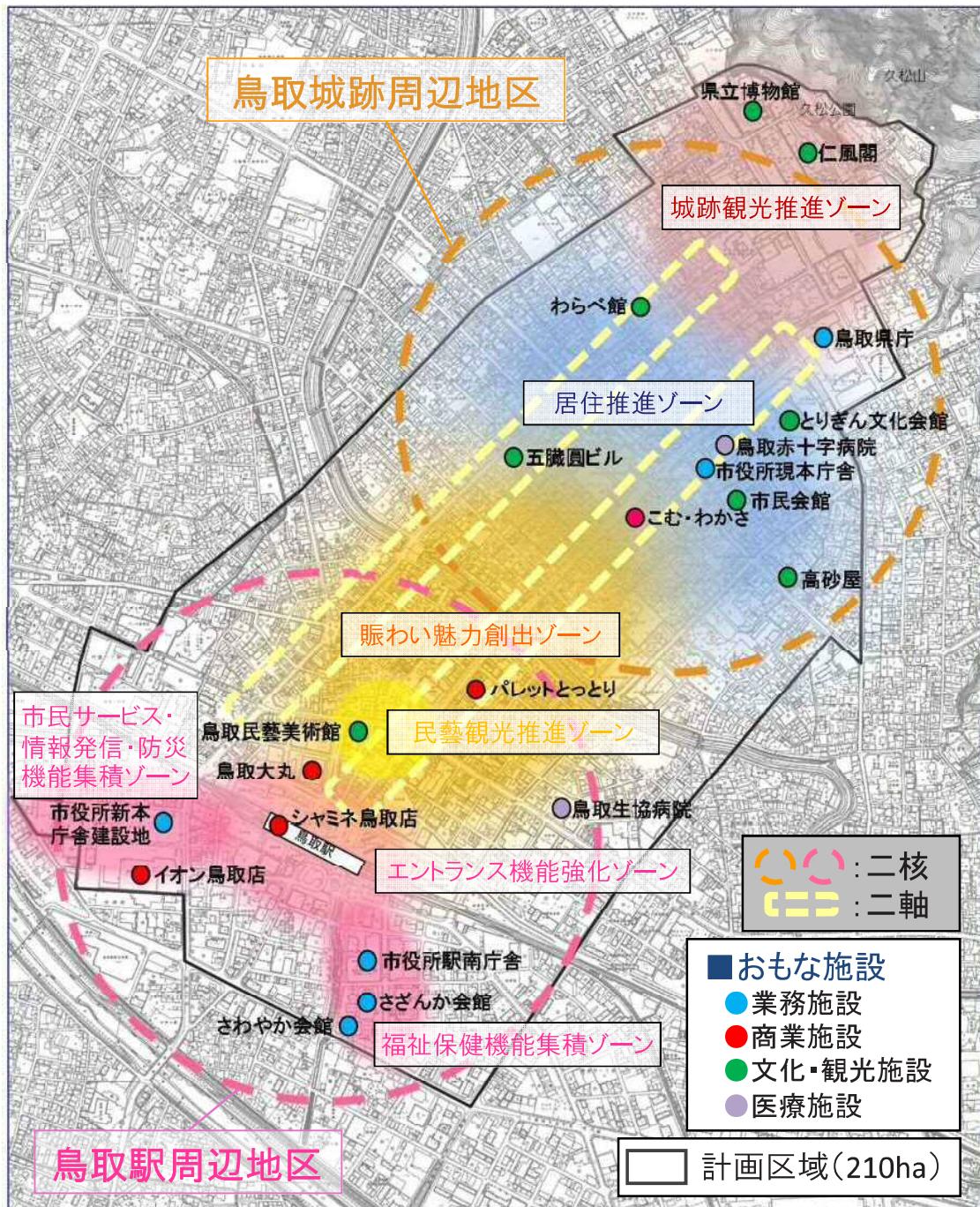
重点施策

- ◇鳥取駅周辺の多様な機能の拡充による賑わいの再生
- ◇地域資源等の活用による観光交流の促進
- ◇中心市街地の回遊・滞在性の向上による経済活力の向上
- ◇既存ストック※の活用等による地域の再生

※既存ストック：現在すでにある空き家・空き地・コミュニティなどの蓄積

■中心市街地活性化推進のためのゾーン

エリアコンセプトや重点施策等を踏まえた、複数のゾーンを設定し、各ゾーンの機能の充実と相互の連携を図ることにより、中心市街地全体の活性化につなげます。



中心市街地活性化の目標①

地域資源等を活かした交流人口の拡大

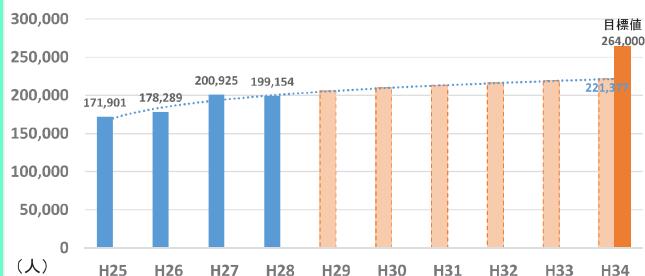
自然、歴史、文化など鳥取らしさを活かしてまちなか観光の振興や市民活動等の促進により、交流人口の拡大を目指します。

数値
目標

指標	現況値	目標値
文化観光・交流施設利用者数（5施設※）	（平成28年度） 199,154人／年	（平成34年度） 264,000人 (+64,846人、+33%)

※5施設：仁風閣、わらべ館、高砂屋、鳥取民藝美術館、地域交流センター

【文化観光・交流施設年間利用者数（5施設）の予測と数値目標】



鳥取城跡大手登城路復元整備事業

平成17年度に策定した、「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」に基づき、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場や観光資源としての魅力向上を図ります。



市道山の手通り整備事業

鳥取城跡のお堀端道路（市道山の手通り）を車道・歩道の再配置、歩道の美装化等により再整備することで、まちなみの景観向上を図ります。

インバウンド促進事業

海外プロモーションをはじめ、二次交通の充実や国際観光客サポートセンターの運営などにより、外国人観光客のまちなみ観光を促進し、賑わい創出を図ります。

文化観光施設等運営事業

中心市街地に立地する文化観光施設等において、各施設の展示品等を活かした体験事業の実施や、鳥取城跡整備とあわせたPR等により中心市街地の集客増を図ります。



民藝館通り周辺活性化事業

国登録文化財である鳥取民藝美術館を活用し、地元の文化である「鳥取民藝」を発信していくとともに、旧吉田医院をはじめ空き店舗活用、通り環境の整備により、鳥取民藝美術館周辺の集客増や交流促進を図ります。



地域交流センター整備事業

多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた地域交流センターを市役所新本庁舎建設地に整備し、市民活動等による賑わいの創出を図ります。また、災害時は、災害対策本部を支援する活動スペースとして活用することで、防災機能の強化を図ります。



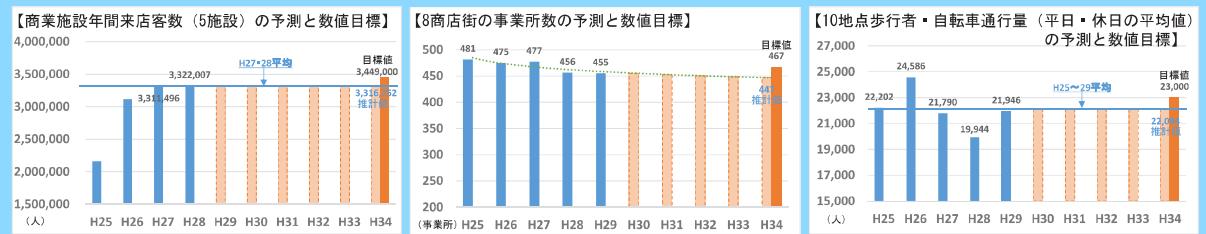
中心市街地活性化の目標②

回遊・滞在による経済活力の向上

来街者の回遊・滞在を促進するとともに、消費を促進することにより、経済活力の向上を目指します。

指標	現況値	目標値
数値目標	商業施設年間来店客数（5施設※） （平成28年度）3,322,007人／年	（平成34年度）3,449,000人／年 (+126,993人、+3.8%)
	8商店街の事業所数 （平成29年度）455事業所	（平成34年度）467事業所 (+12事業所、+2.6%)
	10地点歩行者・自転車通行量 （平日・休日の平均値） （平成29年度）21,946人／日	（平成34年度）23,000人／日 (+1,054人、+4.8%)

※5施設：シャミネ鳥取、鳥取大丸、まちバル鳥取、パレットとっとり、こむ・わかさ



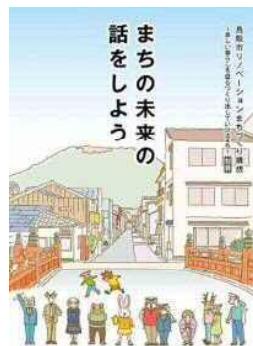
100円循環バス「くる梨」運行事業

中心市街地の回遊・滞在性を高めることを目的に循環バスを運行しています。生活交通としての利用が増加していること、連携中枢都市圏の高度な都市機能集積地としての移動手段の確保が求められていることなどから、市役所本庁舎の移転にあわせて運行経路の見直しを行うなど来街者や居住者の利便性の向上を図ります。



リノベーションまちづくり事業

事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型でのリノベーション手法による遊休不動産の利活用を進め、中心市街地の魅力向上と若年層の居住促進を図ります。



起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業

起業希望者の掘り起こしやサポート、クラウドファンディング、補助等による支援により、県外から起業・居住希望者を呼び込むとともに地元の人々の起業に対する機運を盛り上げ、地域全体における起業の促進を図ります。

まるにわガーデン活用事業

鳥取大丸の屋上芝生広場や軒先空間を活用したイベントの開催等により、駅周辺の集客増、交流促進を図ります。



市道駅前太平線賑わい空間活用事業

道路空間の全天候型広場を活用したイベント等を定期的に開催することにより、中心市街地の集客増や交流促進を図ります。



駅周辺機能強化調査検討事業

鳥取駅北口と駅前商店街をつなぐ動線等のバリアフリー化やその他交通結節点として機能等の強化に係る調査検討を行い、対策を実施することにより、駅周辺の集客増や交流促進を図ります。

まちなか観光促進事業

100円循環バス「くる梨」等を活用した周遊ルートの設定、情報発信により、中心市街地の集客増、来街者の回遊・滞在性の向上と公共交通の利用促進を図ります。

中心市街地活性化の目標③

若年層のまちなか暮らしの促進

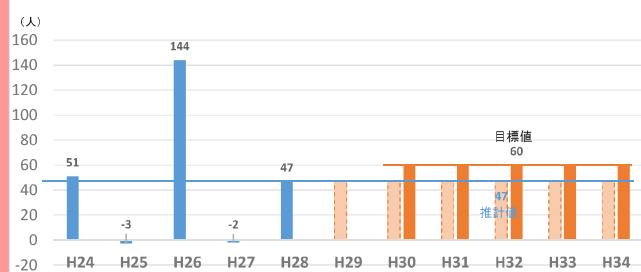
空き家等既存ストックの利活用や子育てにやさしい生活環境づくりなどにより、若年層を中心としたまちなか暮らしの促進を目指します。

数値
目標

中心市街地の
45歳未満居住人口（社会増減数）

現況値	目標値
(平成24～28年度の平均) 47人／年	(平成30～34年度の平均) 60人／年 (+13人／年、+28%)

【中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）の予測と数値目標】



鳥取赤十字病院整備事業



中心市街地における総合的な医療機能を確保することにより、安全安心な生活環境の充実を図ります。

空き家情報バンク運営事業

空き家の売却または賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を空き家の利用希望者に提供することにより、空き家の流通促進と中心市街地への居住促進を図ります。



住まいネットワーク事業

中心市街地の住まいに関する総合相談窓口を設置し、各種相談対応、不動産情報の提供、居住に関する情報発信を行うことにより、中心市街地の居住促進を図ります。



鳥取市役所駅南庁舎整備事業（健康づくり、子育て支援）

中核市への移行に伴い、市役所駅南庁舎に保健所・保健センター・子育て支援機能を集め、健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備することにより、交流人口の拡大と中心市街地への居住促進を図ります。



既存ストック活用居住促進地域連携事業

若年層のまちなか暮らしを促進するための空き家等既存ストックの活用方策を地域住民とともに検討し実施することにより、中心市街地への居住促進を図ります。



街なか子育て支援事業

子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営などにより、中心市街地における子育て支援機能による若年層の居住と多世代交流の促進を図ります。



まちなか居住体験施設運営事業

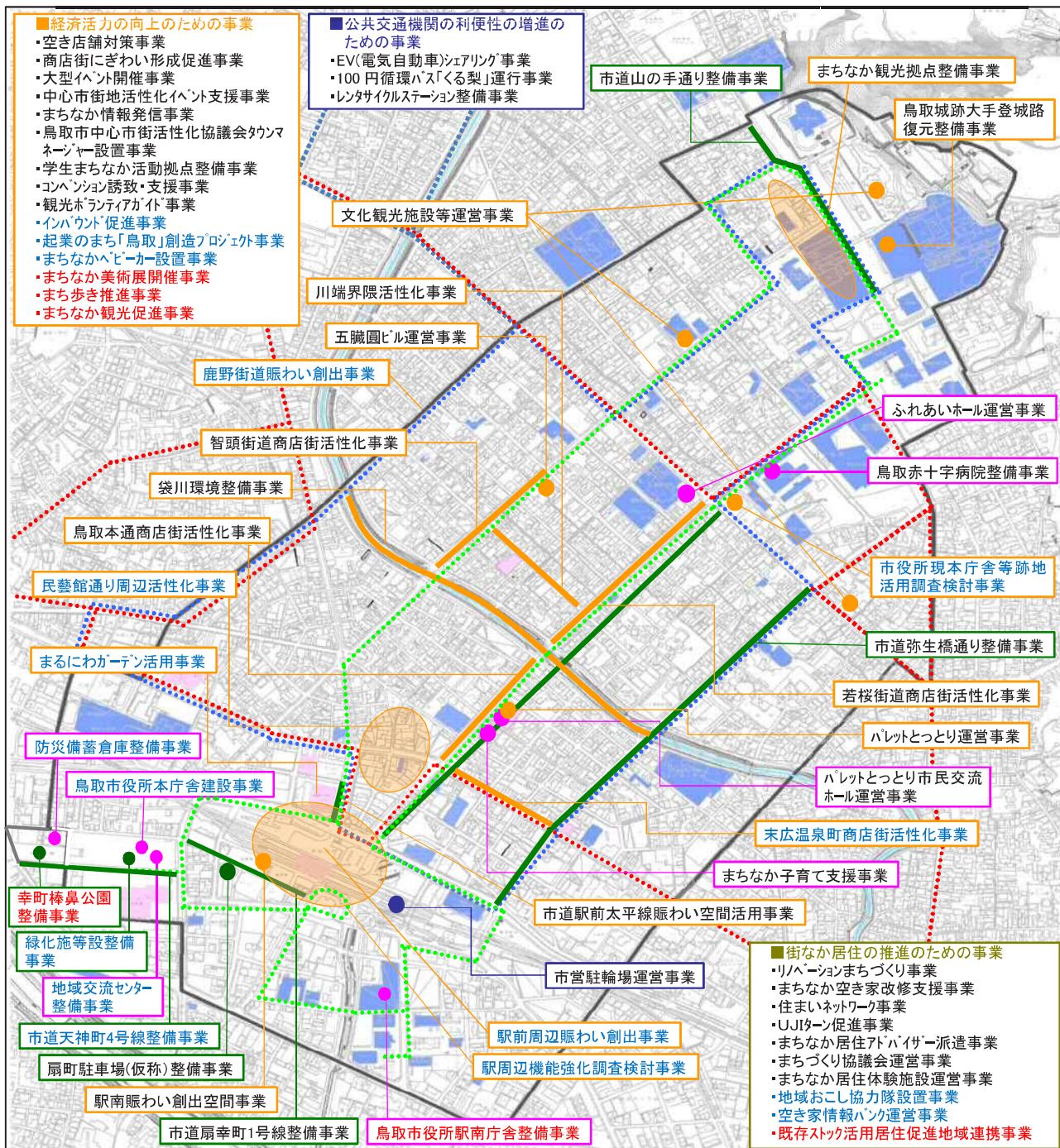
空き家等を活用した居住体験施設の運営により、利便性の高い中心市街地での日常生活を実際に体験してもらうことで、中心市街地の居住促進を図ります。

UJターン促進事業

「移住・交流情報ガーデン」の設置による移住希望者への情報発信、移住者の交流、移住希望者への相談対応やお試し居住体験施設の設置による鳥取暮らしの体験の場の提供など、移住・居住希望者への支援を行うことにより、中心市街地の居住促進を図ります。



中心市街地活性化事業の実施箇所(63事業)



鳥取市都市整備部中心市街地整備課

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
TEL:0857-20-3276 FAX:0857-20-3048
<http://www.city.tottori.lg.jp/>
E-mail: shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

鳥取市中心市街地活性化協議会

〒680-0832 鳥取市弥生町323-1 ハレット鳥取2F市民交流ホール内
TEL:0857-39-0777 FAX:0857-39-1222
<http://www.tottori-machinaka.com/>
E-mail: info@tottori-machinaka.com